したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、未改修である本件区間においては流下能力が不足しているため、平成21年と同等規模の洪水が発生すれば、本件区間の背後地の広範囲に浸水被害を引き起こすことから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。また、地元自治体で構成された福岡県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福岡県筑紫郡那珂川町役場

# 国会事項

## 衆議院

**法律公布奏上通知書受領**

四月五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

**議決通知**

四月五日本院は日本銀行総裁に黒田東彦を任命することに同意した旨内閣に通知した。

**議案提出**

四月五日内閣から提出した議案は次のとおりである。

食品表示法案

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案

水防法及び河川法の一部を改正する法律案

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案

**議案通知書受領**

四月五日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

**質問書提出**

四月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

禁煙タクシーとハイヤーに関する質問主意書（阿部知子提出）

**答弁書受領**

四月五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳提出いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕提出在デンバー総領事館における機密漏えい等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕提出特別養子縁組に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕提出在日外国大使館員による賭博等の犯罪行為に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕提出中央省庁内の各店舗の賃料に関する質問に対する答弁書

**報告書受領**

四月五日内閣から次の報告書を受領した。

自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十四年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十四年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

## 参議院

**議案受領**（予備審査）

四月五日内閣から次の議案が送付された。

食品表示法案（閣法第四四号）

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（閣法第四五号）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（閣法第四六号）

水防法及び河川法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（閣法第四八号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春外五名提出）（衆第五号）

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春外五名提出）（衆第六号）

**議決通知**

四月五日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨議院に通知した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、日本銀行総裁に黒田東彦を任命することに同意した旨内閣に通知した。

**答弁書受領**

四月五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生提出「拉致問題に関する認定分科会」に関する質問に対する答弁書（第六四号）

参議院議員松田公太提出中国のPM二・五による大気汚染に関する質問に対する答弁書（第六五号）

**法律公布奏上及び通知**

四月五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

**報告書受領**

四月五日内閣から、自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十四年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十四年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

# 人事異動

## 内閣

（在ロシア日本国大使館公使）

外務事務官　道井緑一郎

（社団法人大日本水産会専務理事）

重　義行

ロシア連邦の二百海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの二千十三年における漁獲に関する日ロ政府間協議日本政府代表代理を命ずる

期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（各通）（四月五日）